

一般輸入により調達する部品等の予定価格の算定等について(防衛大臣宛て)

指摘の背景となった取次手数料が含まれている契約金額(支出) 60億4426万円

1 一般輸入調達の概要

防衛省は、装備品及び役務（以下「防衛装備品」という。）の調達を行っている。防衛装備品の調達は、国産品について国内製造会社等から行う調達と、輸入品について外国から直接又は輸入業務を行う企業（商社及び国内製造会社。以下「商社等」という。）を通じて行う調達（以下「輸入調達」という。）とに区分される。さらに、輸入調達には、米国政府からの有償軍事援助による調達と商社等を通じた輸入（以下「一般輸入」という。）による調達がある。そして、一般輸入により防衛装備品を調達するに当たり、調達業務を実施している調達実施機関は、商社等を通じて外国製造会社等から見積資料を提出させ、これに基づき予定価格を算定するなどして、商社等との間で輸入品等売買契約等を締結している。

調達実施機関が一般輸入により調達する部品等は、各防衛装備品を設計した外国製造会社が当該装備品を製造又は修理するために作成した図面において指定している交換用のものであり、各自衛隊が制定した要領において輸入調達に限定されている。そして、当該要領において、部品等の品名、番号、製造している外国製造会社等を指定している。

防衛省は、一般輸入により調達する部品等の予定価格については、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（以下「算定基準訓令」という。）等の規定に基づき算定することとしている。

輸入品の計算項目は、品代、輸入手数料、販売直接費等とされており、原則国産品と同様の計算項目となっている。また、国産品の品代については、手数料等を含むものは、その額を控除することとされているのに対して、輸入品の品代については、手数料等を控除することは明記されていない。

輸入品の輸入手数料は、国産品の手数料に準じて一般管理費、販売費、利子（以下「一般管理費等」という。）及び利益の総額とされており、その額については、調達する部品等の種類、取引の形態等にかかわらず品代の金額の区分に応じて一律に算出することとされており、全ての調達実施機関で共通のものとなっているのに対して、国産品の手数料率は調達物品等の取引の実情に応じて販売価格及び仕入原価から算出する方法などを基準とし、合理的に配賦されるよう定めることとされている。

そして、一般輸入調達の契約後、調達実施機関は、契約金額に疑義が生ずるなどして、原価を確認する必要があるなどの場合は、輸入品等売買契約一般条項（以下「一般条項」という。）等の規定により、契約相手方である商社等に対して、帳簿書類その他の物件を調査することなどができる。

2 本院の検査結果

検査に当たっては、防衛省内部部局及び装備施設本部等10調達実施機関と商社等であるA社等7社との間で16年度から20年度までの間に締結された一般輸入により部品等を調達する契約計80件、契約金額計62億0315万余円を検査の対象として、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 取次手数料及び粗利の状況

上記80契約のうちA社等5社との78契約について、調達実施機関は輸入手数料を品代等に加えることにより、予定価格を算定していたが、取引の実態を調べて各契約の収支の状況等を確認したところ、外国製造会社等に部品等の代金を支払った後に、当該外国製造会社等からコミッション等（以下「取次手数料」という。）の名目により計5億7178万余円を受け取っていて、この取次手数料が輸入品の品代の中に含まれる形で外国製造会社等から商社等に請求されていた。そして、部品等を外国製造会社等

から仕入れる際に品代として支払った代金から、商社等が受け取った取次手数料を控除するなどして正味の品代が計算され、輸入手数料も含めた契約代金である売上高から、正味の品代に販売直接費を加算して得られる売上原価を差し引くと、一般管理費等を控除する前の利益（粗利）となる。この粗利は、予定価格の計算項目では輸入手数料に相当するが、実際には、輸入手数料の他に、計算項目では想定されていない取次手数料が含まれている。そこで、契約ごとに粗利を算出し、売上高に占める粗利の割合を算出すると、0.3%から31.7%、平均10.2%となっていた。

(2) 国内製造会社を通じた一般輸入

前記のA社等7社との契約のうち、商社D社及び国内製造会社E社が、それぞれ輸入により共通した部品等を調達している2契約は、17年度以前はD社を通じた一般輸入により調達していたが、18年度以降はF社と航空機の製造等に関する技術提携契約を締結している国内製造会社E社と輸入品等売買契約を締結していた。そして、上記の2契約について、D社及びE社の両社とF社との間の取引状況を検査したところ、D社を通じた一般輸入調達の場合、D社は、F社に対して品代を支払い、後日、F社から取次手数料を受け取っていた。一方、E社を通じた一般輸入調達の場合、E社は、D社に対して契約締結業務等を支援する業務を委託していたものの、F社と直接売買契約を締結することができたため、品代に取次手数料が含まれていなかった。

そこで、前記の2契約の単価について、比較すると、E社の単価は、取次手数料が不要となることなどから、D社の単価に対して239.35米ドルから8,550.80米ドル低額となっていて、E社の契約は、D社の契約に比べ、全体として値下がりしていた。

(3) 原価の調査の実施状況

本院は、主な調達実施機関に対する会計実地検査の際、一般条項の規定による原価の調査を実施することの必要性について見解を聴取したところ、各調達実施機関は、契約金額に疑義が生じた場合とはどのような事態が該当するかが明確に定められていないことなどを理由として、調査を実施する予定はないとの説明であった。また、調達実施機関においても、取次手数料の取扱いについての定めがないことなどから、商社等も取次手数料について明らかにしていない状況が見受けられた。

前記の78契約について、調達実施機関が、取次手数料を把握していないため、取次手数料を含んだ品代を基準として予定価格を算定していたり、国内製造会社が外国製造会社と直接売買契約を締結するなどの契約の方法等を検討していなかったりしている事態、また、品代に疑義が生じた場合に一般条項に基づく原価の調査を実施していない事態は、適切とは認められず、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

防衛省において、一般輸入により調達している部品等は、引き続き一般輸入により調達する必要があることなどから、各契約において調査する項目を明確に定めるなどして、取引の実態の把握に努めたり、算定基準訓令等を見直し、取次手数料の取扱いを明確に定めたり、契約金額に疑義が生じた場合の原価の調査等の取扱いを規則等に定めたり、調達する部品等の種類、取引の形態等に応じた予定価格の算定方法や、国内製造会社と外国製造会社との間で直接売買契約が可能な場合これを実施するなどの契約の方法を検討したりして、予定価格の算定等が適切に行われるよう意見を表示する。